

樟葉南校区コミュニティ協議会 会則

（ 目的 ）

第 1 条 本会は、構成員相互の連携を図ることにより、校区における住民の連帯意識を推進し、コミュニティの推進と福祉の増進を図り、住み良く、安全に安心して住み続けられる、まちづくりを進めることを目的とする。

（ 名称 及び 事務局 ）

第 2 条 本会は、樟葉南校区コミュニティ協議会と称し、事務所を樟葉南小学校に置く。

（ 事業 ）

第 3 条 本会は、第1条の目的を達成するため、校区における地域住民を対象として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 構成員相互の情報交換と連携の「場」づくり 及び 広報活動に関すること。
- (2) 福祉・生活環境の整備 及び 改善等に関すること。
- (3) 教育・文化・スポーツ・レクリエーションに関すること。
- (4) 防災・防犯・交通対策等の諸問題への広域的な取り組みに関すること。
- (5) その他、地域コミュニティに関すること。

（ 構成員 ）

第 4 条 本会は、校区における自治会等の住民自治組織 及び 地域コミュニティ推進のために組織された各団体をもって構成する。（組織形態は別紙組織図のとおりとする。）

（ 役員 ）

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 会 長 1名 | (2) 副 会 長 若干名 |
| (3) 書 記 2名 | (4) 会 計 2名 |
| (5) 会計監査 2名 | (6) 幹 事 若干名 |
| (7) 相 談 役 若干名 | |

（ 役員の選出 ）

第 6 条 役員は、構成員の中から互選により選任する。

（ 役員の任期 ）

第 7 条 役員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。

（ 役員の職務 ）

第 8 条 (1) 会長は、本会を統括し、その代表となり、会議を招集する。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長を代行する。
(3) 書記は、会議等の記録を行い、庶務を担当する。
(4) 会計は、会計事務を担当する。
(5) 会計監査は、会計事務を監査する。
(6) 幹事は、会の運営をはかり、円滑なる協力をする。
(7) 相談役は、協議会運営の助言を求められた際、過去の知見をもとにそれを行う。

(運営連絡会議)

- 第 9条 (1) 運営連絡会議は、第4条に規定する構成員で構成し、会長が招集する。
- (2) 運営連絡会議は、構成員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。
- (3) 運営連絡会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (4) 運営連絡会議は、次の事項を決議する。
- ① 本会の運営に関すること。
 - ② 事業の実施に関すること。
 - ③ 予算及び決算に関すること。
 - ④ 会則等の制定・改廃に関すること。
- (5) 運営連絡会議は、専門委員会を必要に応じ設置することができる。

(構成員 及び 役員の責務)

- 第10条 (1) 構成員は、運営連絡会議で決定した事項に従うとともに、事業の実施に協力しなければならない。
- (2) 役員は、会の運営及び事業の実施が円滑に行われるよう、調整を図るとともに、事務を迅速に処理しなければならない。

(経 費)

- 第11条 (1) 本会の活動経費は、分担金・寄付金・補助金及びその他の収入をもって充てる。
- (2) 分担金については、運営連絡会議で決定する。

(会計年度)

- 第12条 (1) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計監査)

- 第13条 会計監査は、監査結果を運営連絡会議に報告しなければならない。

(その他)

- 第14条 この会則の解釈等に疑義が生じた場合は、運営連絡会議において決定を行う。

附 則

この会則は、平成2年8月1日から施行する。

一部改訂 : 平成23年5月12日

一部改訂 : 令和08年4月10日(第5条会計人数)